

2015年7月3日

<声明> 仙台市民オンブズマンによる提訴に抗議する

日本共産党仙台市議団
団長 嵯峨サダ子

はじめに

仙台市民オンブズマンは昨日、2012年4月から2013年3月分の政務調査費のうち、8会派と11名の議員に支給されたものについて、違法な支出があるとして、その返還を請求する訴状を提出しました。日本共産党仙台市議団については、619万1,180円の返還請求となっております。

我が会派は、これまでも政務調査費（現在は「政務活動費」）について、情報公開と透明性の確保を求めて、条例提案や議会改革の提言などをおこなってきました。また、自らも領収書等の自主公開や会派独自の支出基準を設けるなど、支出の適正化に努めてきました。

今回提訴された支出についても、事前に仙台市民オンブズマンに対し、資料を提出し、その支出の根拠や見解を説明してきたにも関わらず、それへの反論も論及もなく提訴されたことは誠に遺憾であり、残念です。

ここに、政務調査費（政務活動費）に対する我が会派の考え方と支出の概要、これまでの取り組みを公表し、市民のみなさんに納得とご理解をしていただき、またご指摘もいただきながら、今後とも市民のみなさんの信頼に応える活動をしていく所存です。

透明化は当然、事実に基づかない日本共産党への提訴には抗議

政務調査費（政務活動費）は市民のみなさんからいただいた税金であり、その支出について適正かつ透明性の確保を図ることは、税金の使い方を決める議員の立場として当然です。政務調査費（政務活動費）をめぐるのは、一部の会派または議員による不適切な支出に際し、厳しい指摘や「議員の第二の歳費ではないか」との批判の声も聞かれました。

これまで、仙台市民オンブズマンによる住民監査請求や提訴によって、その不適切な支出が返還されたものもあります。我が会派においても、過去にさかのぼって調べた結果、その間違いに気づき、一部返還しています。

しかしながら、今回の我が会派の提訴は、全く納得できません。事前に関係書類を渡し、支出における按分の根拠を詳細に説明したにも関わらず、その内容は一切検討されておらず、一方的な基準に当てはめて「50%の按分によるべき」と主張するも

のであり、事実に基づかないものです。

日本共産党仙台市議団は、政務調査費（政務活動費）の適正支出と透明化を図るため、議会改革に力を尽くしてきました。それは、なによりも市議会が、市民から期待され信頼される役割をしっかりと果たすために、議員の調査活動がもっと活発に行なわれるようにするための必要な改革だからです。

仙台市民オンブズマンの我が会派への提訴は、そのような努力を続けてきた会派・議員も、自己改革しきれていない会派・議員も同列に扱うものであり、議会改革の流れに逆行する対応と言わざるを得ません。断固抗議するものです。

すべての領収書の公開を求め、自らも全面公開

仙台市の政務調査費については、当初はその支出を裏付ける領収書等の提出は必要ありませんでした。2008年4月から、ようやく領収書等の提出が義務づけられましたが、当初は1件1万円を超える支出についてのみでした。1円以上の全ての領収書等が添付されるようになったのは、震災により選挙が延期された改選後の2011年9月からです。

日本共産党仙台市議団は、1999年から全ての領収書等について自主公開してきました。2006年第2回定例会と2007年第1回定例会で、領収書と関係資料の添付を義務づける条例を提案しました。また、市議会に設置された政務調査費を検討する委員会の場でも、再三、領収書等の添付を義務づけるよう主張してきました。

他会派が1件につき1万円を超える支出につき領収書を添付する旨の条例提案をした2008年第1回定例会では、金額に関わらず全ての領収書の添付を義務づける改正案を提案し、その2年後の2010年第1回定例会でも、すべての領収書添付の条例を提案しました。同年第2回定例会でようやく、すべての領収書等を添付する条例に改正する案が出された際には、施行期日を早める提案もおこなっています。

このように、議会で繰り返し条例提案を行なうなど、政務調査費の透明性の確保に努めるとともに、政務調査費から政務活動費に替わる際に法律に盛り込まれた「使途の拡大」に反対し、これまでの市の基準を超えないよう提言し、一部でそれが実現しています。議会の改革は市民の運動と議会の中でのこうした努力によって進むものです。

支出の概要と考え方

一、日本共産党仙台市議団は、政務調査費（政務活動費）を条例、規則、要綱にもとづき、厳格に支出するとともに、議会で定めた手引書に沿って事務処理をし、使途の適正化と透明性の確保を図っています。また、手引書で認められている支出であっ

ても会派独自の基準を設け、節約や市民の誤解を招かぬよう努めています（市内交通費の中のガソリン代など）。

一、目的外支出については、その実態に応じて按分しています。また、はじめから政務調査活動以外に使用、利用するとわかっているものについては、別の経費から支出しています。

一、支出を裏付ける領収書等の添付の他に、できる限り請求書や内訳書なども添付し、支出の根拠がわかるようにしています。すべての支出に際して、伝票のチェックと三役の押印を義務づけ、集団で確認しています。

一、出張に際しては、実費精算を原則としています。宿泊費も実費ですが、上限を設け、それを超えた分は自己負担としています。

※その他の独自基準や費目毎の支出の内訳、概要については、別途資料を参照

また我が会派は、この支出の基準についてすべて正しいものと固定化するものではありません。その時々的情勢や市民からの意見、批判などで改めるべきものがあれば、適時その考え方を改め、市民のみなさんから理解が得られる使い方に替えていく考えです。

オンブズマンの日本共産党仙台市議団への提訴事実・理由への反論

仙台市政務調査費交付規則にある支出項目は、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報広聴費」「人件費」「事務費」「その他の経費」の9項目があります。他会派への返還請求では、調査研究費や研修費の旅費等について、会議費の会議や飲食をともなうものについて、事務所費の事務所のありかたについて問題とされています。しかし、日本共産党市議団についてはこれら焦点となる問題については、まったく指摘に入っていません。オンブズマンから見てもなんら問題のない使い方であるということです。

指摘があった項目は、資料作成費、広報広聴費、人件費、事務費です。しかし、いずれも「50%按分にすべき」との一般論であり、実態に合わせて按分比率を決めるという内容に基づいた指摘ではありません。

資料作成費と広報広聴費で、違法な支出形態として①政務調査以外の活動も兼ねる場合、②各議員の後援会が発行する広報誌の場合、をあげています。しかし、日本共産党市議団の作成資料、広報物は、6月25日にオンブズマンからの求めに応じて説明をした際にも、原本またはその写しをすべて提供したものであり、それが、①または②に当たらないことは確認済みのはずです。また、コピー代についても、目的外使用についてはノートに記載し別途費用負担をしている実態についてその時に確認したものです。この費目について、これまでの説明や調査に目をつぶり、他会派と同列に

扱うことは、法律を専門とする方々を構成員にもつ団体の訴訟方針として許されないことだと指摘をしておきます。

人件費について、訴状では「…全額計上を認めている。しかし、日常的な活動における政務調査のみを行なう事務所というのは通常考えられないし、政務調査活動業務のみに従事する職員も通常考えられない」としています。「通常考えられない」ことが理由であれば、日本共産党市議団についてどうなのか、オンブズマンの見解が問われています。日本共産党は、政務調査員の勤務実態を厳密に把握して、政務調査以外の職務が数%あるという実態に基づき、人件費の90%を政務調査費に計上しています。オンブズマンの聞き取りの際にも、出勤簿のコピーまで渡して、10%未満の他目的勤務であることを説明し確認したはずです。

この点では、オンブズマンが論拠としている平成26年11月27日の仙台地裁判決（2008年度政務調査費）には、日本共産党市議団の人件費は問題なしとしてそもそも提訴されていなかったことを考えれば、当時の判断から何がどう変わったのか、少なくとも提訴に当たって論述すべきだと考えます。

事務費・その他の経費についても、例えばゼロテープの類まで、目的外使用のテープと政務調査・政務活動のテープを分けて使用している実態など、これまでも今回も確認したはずであり、前回の提訴に入れなかった判断から、なんの変化があったのか明らかにされていません。

以上、結論として、日本共産党仙台市議団を提訴する有効な理由は皆無であり、即刻提訴を取り下げるべきです。さらに、オンブズマンが「他の会派と同列に扱うしかない。共産党がきちんとされていることは裁判の場で明らかにしてもらうことが不正をただすことになる」との発言をしていることは問題です。自らも疑いをかけていない無辜の人や団体を、自らの裁判に有利となるよう告訴して利用するなど、法律にかかわる団体として決しておこなってはならない暴挙だと糾弾するものです。

日本共産党仙台市議団は、これからも市民の役に立つ政策提案を積極的におこなうために、政務活動費（旧「政務調査費」）を適正に活用し、その支出についてもしっかりと公開・説明していく決意です。

以 上